令和6年12月議会 八尾春雄一般質問

次に、2番、八尾春雄議員の発言を許します。

八尾議員!

○2番(八尾春雄君) 2番、八尾春雄でございます。個人的なことですが、私71歳になりました。51年前は20歳でございます。今の年齢を嘆いておるかといったら、全然嘆いておりません。自慢しておるかいうたら、自慢もしておりません。51年たったので51歳齢を重ねたという当たり前の事実に向き合っているところであります。ただ、生き方として、政治は変えることができると。住民の暮らし応援の町政の実現のために日々働くと、こういうことで頑張って参ります。よろしくお願いします。

今回は、4問の質問を設定をいたしました。

1、紙の被保険者証について。

健康保険(被保険者証)についてが正しかったと思います。令和6年12月2日以降、被保険者 証発行の義務が取り払われたことを受けて、各自治体では、新たな被保険者証発行は行わないとし ているが、義務が取り払われただけで任意に発行することは差し支えないように考える。

- 1、マイナンバーカードを受け取り健康保険と紐付けた住民は何名か。これらの方には資格確認書が発行されないことは間違いないか。
- 2、後期高齢者医療の場合は、マイナンバーカードを受け取り健康保険と紐付けた住民であって も資格確認書が発行されるのか。
- 3、マイナンバーカードの有効期間は5年間で、期限が到来する前に自ら町役場に出向き更新手続をせよというのは事実か。
- 4、生活保護受給者の場合、医療券を受け取り医療機関に関わるが、12月2日以降はどのようになるのか。

昨日の質問で、笹井議員の質問とかなりかぶりましたが、笹井議員の立場と私の立場は明確に異なっておりますので、事実は事実として御答弁をいただけたら結構かと思います。

質問事項2、いわゆる103万円の壁について。

- 103万円の壁を178万円まで拡大してはどうかとの意見がある。
- 1、基礎控除の抜本的引き上げは必要だが、広陵町の財政から見た場合、税収はいかほどの減収になるのか。税収の確保のためにどんなことが必要と考えるか。
- 2、時間給1,200円で週5回勤務、年間50週勤務のアルバイターを想定すると、1日の勤務時間はほぼ6時間弱になる。大学生の場合、これでは授業は選択でバイトが必修状態になりかねない。給付制の奨学金拡大や時間給を当面速やかに1,500円にまで引き上げ、バイト必修状態から抜け出せるようにするのが肝要と考えるがどうか。
- 3、106万円や130万円の保険料の壁への対策はどうか。年収130万円のパート主婦の場合年間6万5,000円の保険料負担、130万円を超えると扶養認定が取り消され、国民健康保険の被保険者になることになるが、広陵町では幾ら負担することになるのか。

大きな3番目でございます。大阪・関西万博への対応について。

奈良県議会では、来年4月から半年間開催される大阪・関西万博の入場料が債務負担行為で3億円計上され、この9月、県教委は各学校長に対して意向調査を行っている。

- 1、現時点で5つの小学校、2つの中学校の意向はどのようなものか。現場の教職員の意見把握はしたのか。
- 2、この3月にガス爆発事故が発生し、安全性に疑問が投げかけられているがどのようにクリア したのか。
 - 3、夢洲には二つの通行手段しかない。まさかの時の対策はどうなっているのか。
- 4、遠足で子供たちを大阪・関西万博に連れていくことについて、教育委員会としての方針はどのように議論しているのか。

大きな4番目でございます。水道の広域化について。

大きな組織になるため、細やかな仕事ができるのかどうか心配している。

- 1、異様な水道料金発生や水漏れなどへの対応はできるのか。
- 2、メーター交換時に、閉栓されていたはずのメーターが開栓状態になっていることに気付いた 場合の対応は、まとめて使用者に請求しているのか。
 - 3、災害発生時に備えて自己水の開発を検討してはどうか。

以上でございます。

○議長(谷 禎一君) ただいまの質問に対し、答弁をお願いいたします。

山村町長!

○町長(山村吉由君) お元気な八尾議員さんの御質問にお答えをいたします。 7 1 歳とは思わなかった。 6 0 歳代と思っておりました。

それでは、1番目の紙の被保険者証についてのお尋ねでございます。

一つ目のマイナンバーカードと健康保険を紐づけた方の人数と資格確認書の発行についての御質 問にお答えいたします。

さきの笹井議員への答弁と重なりますが、国民健康保険におけるマイナンバーカードと健康保険情報を紐づけられた方の人数は、令和6年9月末現在で6,221人中3,980人、後期高齢者医療保険では、5,100人中3,149人でございます。これらの方には、基本的に資格確認書は発行されませんが、代わりに資格情報のお知らせが発行されます。ただし、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方やDV、虐待等の被害者で、オンライン資格確認関連情報の制御を行われている方に関しましては、資格確認書を発行させていただきます。

二つ目の後期高齢者医療の場合のマイナンバーカードと健康保険を紐づけた方の資格確認書の発行についての御質問にお答えいたします。

後期高齢者医療の場合、令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間に新たに資格を取得された方につきましては、マイナ保険証の紐づけの有無にかかわらず、資格確認書を発行させていただきます。

なお、令和7年8月1日以降につきましては、マイナ保険証の紐づけをされている方には資格情報のお知らせを、紐づけはされていない方には資格確認書をそれぞれ発行させていただくことになります。

三つ目のマイナンバーカードの有効期限と更新手続についての御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの有効期限はカードの表面に印字されており、18歳以上の方は、発行から10回目の誕生日まで、18歳未満の方は、発行から5回目の誕生日までとなっております。

議員お尋ねの更新手続は、電子証明書の更新手続となります。電子証明書は年齢にかかわらず、発行から5回目の誕生日までが有効期限となっており、有効期限が満了する直前の誕生日の3か月前に御本人宛てにお知らせが封書で届きます。更新手続は、御本人または代理人でも可能でございますが、必ず役場窓口での手続が必要となります。電子証明書の有効期限が過ぎますと、e-Taxなどの電子申請やコンビニ交付等が利用できなくなり、マイナ保険証に関しましては、有効期限到来後3か月が経過すると使用できなくなります。

4つ目の生活保護受給者は、12月2日以降どのようになるかとの御質問にお答えいたします。

生活保護受給者が医療機関等を受診しようとする場合は、町社会福祉課の窓口で福祉事務所発行の診療依頼書の交付を受け、医療機関等に提出いただくことが原則となっており、現在のところ変更はございません。

なお、今後マイナンバーカードをお持ちの方につきましては、事前に福祉事務所へ受診医療機関等の申請を行い、通院の決定がされれば、医療機関等でマイナンバーカードを提示して受診することが可能となるよう体制整備が図られると伺っております。

2番目の、いわゆる103万円の壁についてでございます。

一つ目の基礎控除の抜本的引上げによる本町の税収への影響及び税収確保についての御質問にお 答えいたします。

いわゆる103万円の壁につきましては、令和7年度税制改正において、基礎控除の引上げも含め議論され、改正される見込みでございます。このことから、具体的な引き上げ額は未確定な状況ではございますが、報道されておりますように、仮に基礎控除が75万円引き上げられた場合、本町の個人町民税におきましては、あくまでも試算ベースではございますが、最大で6億9,800万円の減収になるものと見込まれます。

基礎控除の引上げにつきましては、地方財政に与える影響も大きいことから、全国知事会におきまして、地方自治体の減収分の補填は、国が恒久的な財源を確保するべきだなどの意見が相次いでおり、本町におきましても、新たな財政負担が生じないよう国による補填が必要であると考えております。

二つ目の大学生がバイトが必修状態とならないための奨学金拡大や時間給引上げについての御質 間にお答えいたします。

議員の御質問はごもっともだと存じますが、この課題につきましては、国民全体で議論していく べき内容であると考えております。

三つ目の年収130万円を超え、本町の国民健康保険の被保険者となった場合の負担についての 御質問にお答えいたします。

現在の国民健康保険税の算定方法により、年収が130万円、年齢が40歳未満の方の場合、年間の国民健康保険税は約10万円となります。しかしながら今回御質問の103万円の壁につきましては、保険適用の範囲に関しましても、国において議論され、国民健康保険税の算出方法が変更となる可能性もございます。仮に、現在検討されております103万円の壁の見直しが基礎控除を

引き上げるということになりますと、過去、住民税の基礎控除が引き上げされた際には、国民健康保険税の計算過程で所得から差し引く基礎控除も同様に引き上げられたという経緯もございます。 このようなことから、今後も国民健康保険税の算定方法の改正に関しまして、国の動向などを注視してまいりたいと考えております。

3番目は、教育長はお答えいたしますが、教育長は体調不良のため、教育振興部長がお答えをいたしますので、御了承いただきたいと思います。

4番目、水道の広域化についてでございます。

一つ目の異様な水道料金発生や、水漏れなどへの対応はできるのかとの御質問にお答えいたしま す。

水道メーターから宅地側の水道管はお客様個人の管理となりますが、蛇口の閉め忘れや日常目視が可能な漏水などを除き、善良な管理者の注意を果たしていたにもかかわらず発生した漏水につきましては、一定の基準を満たす場合は、漏水減免制度により水道料金を減免しております。

本町の水道事業は、令和7年4月から奈良県広域水道企業団に事業統合されますが、この漏水減免制度は継続されます。事業統合後の水道メーターの検針サイクルは、毎月検針から隔月検針となりますため、漏水の発見が遅れる可能性がございますので、各家庭におきまして、予防策として、水道メーターを定期的に確認するなど、これまで以上に注意していただくことで、漏水を最小限に食い止めることができると考えております。隔月検針により、料金請求も2か月分を隔月請求することになりますので、町広報や町公式ホームページ等で周知を図ってまいりますが、水道メーターの確認方法や必要性についても丁寧に周知してまいります。

二つ目のメーター交換時に閉栓されていた水道メーターの元栓が開栓状態になっていることに気づいた場合は、まとめて使用者に水道料金を請求しているのかとの御質問にお答えいたします。

水道の使用が停止された水道メーターの元栓は閉栓処理をしておりますので、これを新たに使用する場合は、水道事業者に給水開始申込書を提出していただき、給水契約を締結した後に、水道職員または委託業者が元栓を開栓処理することで、水道の使用が可能となります。閉栓されたメーター元栓が申込書の提出もなく無断で開栓され、水道水が使用されている場合は、メーター検針が行われず、料金の請求も行われません。給水契約の締結という法律上の原因なく利得を受けたものであり、民法第703条の不当利得に当たります。このような事実が発覚したときは、水道事業者として、不正利用者に対して事実確認を行い、使用者の善意、悪意にかかわらず、使用水量に基づく水道料金を請求をいたします。

なお、不正使用期間が長期間にわたり請求額が高額となる場合や、使用者の経済状況等により一括納付が困難な場合につきましては、生活を圧迫することのないよう納付方法の協議を行い、分納誓約書を提出していただきます。

三つ目の災害発生時に備えた自己水の開発の検討についての御質問にお答えいたします。

本町の水道事業は、昭和32年4月から、南郷浄水場で地下水を水源とした水道水の給水を開始しました。昭和46年からは、県営水道の受水を開始し、昭和53年の真美ケ丘配水場建設後は、自己水と県営水道をブレンドして全町に配水をしておりましたが、自己水の水質の低下や水量確保等の問題が顕在化し、県営水道の受水量が徐々に増量した結果、平成24年度から県営水道の受水100%としております。

この水源の県営水道移行につきましては、議会でも御審議いただいております。八尾議員からは、自己水の確保は重要であるとの御意見をいただきましたが、本町の地下水の水質は硬度が高く、軟水化が必要であることや、水量確保のために深井戸が必要となることなど、いずれも浄水場施設としては、イニシャルコスト、ランニングコストが高額となること等を踏まえまして、水質安定性、経済性に優れた県営水道を選択しております。このような経緯を踏まえますと、自己水を開発することは非常に困難であると考えております。

防災計画では、災害発生から初動期3日間に1人1日当たり3リットルの水量が必要とされております。本町の真美ケ丘配水場と大野配水場は、震度6弱を超える地震が発生した場合と、給水管の破損や破裂等による過大な流量を検知した場合、緊急遮断弁が自動的に作動して、配水タンクから水が流出するのを防ぎます。

真美ケ丘配水場の第2、第3貯水槽のタンクの総容量は1万1,770立方メートルで、発災時のタンク水量が7割程度あるとしますと、約8,200立方メートルの水道水が確保されます。断水した避難所には、この真美ケ丘配水場のタンクの水を給水車で配水することを想定しております。重要な避難所となる公共施設4か所には、円滑な給水が行えるよう、災害用給水タンクを設置しております。

なお、水道一体化計画では、緊急遮断弁未設置の市町村の配水場の受水槽には、非常用電源とセットで設置を進めることとしております。

また町内には、県営水道の送水管に直結した5か所の応急給水栓が設置されており、大規模地震等によって町内で断水等が発生した場合に、応急的に直接供給を受けることが可能となります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(谷 禎一君) 村井教育振興部長!
- ○教育振興部長(村井篤史君) 失礼します。教育長に代わり答弁させていただきます。

八尾議員さんからありました**三つ目の大阪・関西万博への対応についての御質問**にお答えさせていただきます。

御承知のとおり、大阪・関西万博は令和7年4月13日から10月13日にかけて、大阪・夢洲において開催される2025年日本国際博覧会のことで、奈良県は県内の義務教育諸学校、高等学校に対しまして、校外学習に係る児童生徒の万博会場入場料を全額助成する事業を予算計上されております。この大阪・関西万博子ども招待事業を利用するか、いつ頃訪問予定かというアンケートが奈良県から奈良県教育委員会を通じて9月締切で実施され、広陵町の小中学校では、1校が利用予定、6校が検討中と回答しております。

一つ目の現時点で5小学校、2中学校の意向はどのようなものか、現場の教職員の意見把握はしたのかとの御質問にお答えいたします。

公益財団法人2025年日本国際博覧会協会が10月10日にオンラインにより、自治体招待事業における学校団体来場予約説明会を実施し、それを受けて、10月13日から仮受付が開始されました。現時点で、広陵町の各学校とも来場を予定しており、全ての学校が学校団体来場仮予約を済ませております。

仮予約の内容といたしましては、来場日時、バス駐車場、パビリオン・イベント、団体休憩所、 下見の希望日時などが予約できるようになっております。 二つ目のガス爆発事故の安全性についての御質問にお答えいたします。

博覧会協会では、ハード対策として、便器や配管周囲の隙間を埋め、地下からのガス侵入を防ぐ対策や、地下や天井内に侵入したガスを機械換気設備を設置し、強制換気するとともにガス検知器を設置する対策、雨水排水、電気設備等、マンホールの蓋の有孔化等を行い、滞留するガスを排出する対策を実施されました。また、ソフト対策として、ガス濃度測定を継続的に実施し、ガスが検知された箇所で換気が行われております。

町教育委員会といたしましては、引き続き、博覧会協会の情報について注視するよう各学校に呼 びかけてまいります。

三つ目の夢洲には二つの通行手段しかない。まさかの時の対応はとの御質問にお答えいたします。 博覧会協会は、博覧会の開幕期間中に発生する災害から、来場者や博覧会に関わる全ての参加者 及び勤務者の安全を確保するとともに、外国人、高齢者、子供、身体等に障がいを有する方などを はじめ、全ての来場者が安心して訪れることができる博覧会を実現するため、防災基本計画・防災 実施計画を策定されております。あらゆる災害について対応できるよう両計画を熟知するよう伝え るとともに、各学校には下見の機会がございますので、様々な場面を想定した下見を行うように伝 えたく存じます。

四つ目の教育委員会としての方針はとの御質問にお答えいたします。

20年ぶりに日本で開催される国際博覧会であり、学校では貴重な巡り合わせの一つと捉えて、 博覧会を子供たちに体験させたいと考えていると存じますので、町教育委員会といたしましては、 学校の意向を尊重したいと考えております。

以上となります。

○議長(谷 禎一君) それでは、2回目の質問に移っていただきます。

八尾議員!

○2番(八尾春雄君) 答弁ありがとうございました。**紙の被保険者証について**は、引き続き発行したらどうというふうに言い続けてきたんですが、発行を止めましたということで、つれない返事でございます。法律の条文で、自治体に発行の義務を負わせるというところがカットされたんだから、任意で発行してもいいでしょうというだけのことです。いろいろ複雑な資格確認書だとか手続が示されましたけれども、利用者が12月1日までは、マイナ保険証で医療機関を利用される方が、多くても10%台までしか伸びていなかったです。

この後どうなるかということで、町に対して問合せもあるようですけれども、10月ぐらいから、それまで政府の話では、マイナ保険証、マイナ保険証ということを言い続けてきたんですが、10月ぐらいから、いやいや現行の健康保険の被保険者証でもしばらく使えますよということで、言い訳のような案内があったところであります。気がついてみると、5年間しか通用期間がないということで、3か月前までに役場に体で出向いて、更新手続をしなさいと。これ確か2万点のポイントが付与されるというので、あのときにキャンペーンが大分ありまして、役場の受付のところ数珠つなぎになりまして、大変たくさんの方がマイナンバーカードの発行を申し込まれたと思うんですが、あれと同じことが今度5年後に起こるという、こういうことになろうかと思うんです。DXで推進するというふうに言っていて、いやいや役場に来る必要がない、そういう手間を省けますよと、便利になりますよということを言ってきた町が、今度は、5年後には体で出向きなさいなどという論

理矛盾した対応をせざるを得ないと。どうするんですか。これこんなことで、例えばオンラインでできますよというふうに言っていた路線と随分違うんです。どういうふうに説明するんですか。

○議長(谷 禎一君) 奥田住民環境部長!

○住民環境部長(奥田育裕君) ただいまの八尾議員に御質問いただきました。いろいろとこれまで説明のあった部分、特にDXの部分矛盾が生じるということでございますけれども、まず実務的には、やはりそれぞれ誕生日を迎える方、日にちは当然違いますので、ある程度の分散をされると。ただ、そういったところの窓口に来客される方というのは、一気に来年度以降増えていくというのは、これは私ども来年度の予算の中でも対策をするようには、今検討しておるところでございます。

それから、将来的には、おっしゃっていただいているように、そういった手続はやはり窓口に行かなくてもなくなるようにというところのいろいろな変革期、一つの過渡期でもあると思いますので、今後そういうような手続になればいいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長(谷 禎一君) 八尾議員!

○2番(八尾春雄君) 住民は、役場に対策を求めたりしていません。あんまり長いこと待たされなくて、速やかに手続がされるということを望んでいるわけですから、システム自体が、体で出向かなければ更新ができないかのような、こういうやり方というのは間違っていませんかということを言っているわけです。

それから、後期高齢者の皆さんには、マイナ保険証を取得された方についても、資格確認書を発行するということに変わりました。これ一体何でやと思いますか。

○議長(谷 禎一君) 吉田けんこう福祉部長!

○けんこう福祉部長(吉田英史君) 後期高齢と国保と少し違う部分が。資格確認書を新たに取得された方には資格確認書をこちらから発行するというふうになっております。そこが違う部分ですけれども、これは、昨日笹井議員の答弁でも申し上げましたとおり、後期高齢者につきましては、やはり I T といいますか、そういったデジタルに不慣れな方が多い、そういった意味を持って併用期間を設けられたというふうには考えております。

○議長(谷 禎一君) 八尾議員!

○2番(八尾春雄君) だからシステムが受け入れ難いという方がおいでになるということを認識 したという証拠なんですって。だから資格確認書をマイナ保険証を受け取っておられる方について も、全員に資格確認書を出すとか、あるいは、引き続き紙の健康保険証を発行して、いざというと きには保険証で対応するというのが一番手間がかからずでいいんと違いますか。

この間、私、議員のちょっと話合いで遅くまで役場庁舎に残ったことありまして、発言もしましたけど、晩の7時に保険年金課ほとんど残っていた。あれ、一体何であんなことになっているのかって、ああ、マイナンバーカードの手続で残ってたん違うかいなと。役場の職員にそういう負担をかけるむちゃなシステムを導入しようというんだから、やはりしかるべきところでそれは発言していただきたいというふうに思っております。これはこれでスタートしましたから、どういうふうになるのかよく見て、漏れ落ちのない、遺漏のないようにしていただきたいと思います。

103万円の壁のことについて言っています。国会でも大分議論がありまして、この後どうなるか分からないという点もあるから、基本的なことしか尋ねられないんですが、税収が何ぼ減ります

かいうたら、6億9,800万円減収になると。7億円減ると。ええとか言って。これを提起した 国民民主党の代表は、これ税収どうするんですかと聞かれたら、いやいや、それは政府のほうで考 えてもうたらよろしいねというような無責任な対応になっておりましたけれども、こういうことは あまり望ましいことだというふうには思いません。税収の減はね。ただし、最低の生計費に対して 課税をしないという仕組みというのは、これは合理的なことでございまして、103万円を幾らか 引き上げるということについては、私も賛成をしております。ただし、仕組みはかなり複雑ですか ら、よく注意していく必要があると。そのための税収ですけれども、知事会も要望しているし、い ろいろなところでいろいろな方が発言しておられますから、それらの意見をよくまとめて対応して いただいたらいいんですけど、消費税が導入されてから600兆円の増税になりました。それで一 方、大企業の法人税だとかで減税がありまして、内部留保が539兆円だったかな、というように なりましたから、消費税がその法人税なんかの穴埋めに使われているという、こういう実態も明ら かになっているかと思うんです。これはやはり税金の仕組みというのは、税金が負担する力のある 人、あるいは収益が上がっている人から余計目にとって、税金が負担できないという方のところへ なだらかに押しなべていくというか、坂をつくっていくとか、そういう税の効果というのがあると 思うんです。

そういう意味で言うと、法人税の税率が過去28%ありましたが、大分減税に次ぐ減税で利益を 上げているということだとか、所得税の最高税率、富裕層ですけれども、最高税率70%ぐらいあ ったと思うんですが、今45%にまで減税されています。こういう税の不均衡な状況というのは町 は認識しておられますか。

○議長(谷 禎一君) 奥田住民環境部長!

○住民環境部長(奥田育裕君) ただいま八尾議員から、そういう税の不均衡の状態を町として認識しているかという御質問でございます。おっしゃっていただきましたように、そういった税率が一方では引き上げ、引下げされておるというところで、おっしゃっていただいているように、収益負担できる方が、それ相応に負担をしていただくべきではないかというところは我々も理解をしているところでございます。

先ほどおっしゃっていただいた、こういった引上げに関して財源のお話をしていただいたわけですけれども、現実的な補填というのがどのようにされるかというところの関連でお聞きいただいていると思います。恐らく、今ある制度の中では普通交付税という形で補填がされる。また場合によっては臨時財政対策債、過去にございましたけれども、そういったもので財源の確保されるのではないかというふうに考えております。その原資が、いわゆる法人のそういった税金でもございますので、その辺りは、恐らく関連づけて、これからいろいろと議論がされるものと見ております。

以上でございます。

○議長(谷 禎一君) 八尾議員!

○2番(八尾春雄君) 国会でやらなきゃいかんような議論をここでやってもしようがないですから避けますけれども、ちょっとやはり認識を改めてもらわないと、国家予算の5倍に相当するような内部留保を抱えているというのは、やはりもうけ過ぎだと思うんです。だから、ここに時限的に課税をするだとかいうことだって考えてみるべきだと思います。

それから質問の中で、時間給1,200円で週5回勤務の学生の話を出していますが、計算する

と、大体6時間なんです。週5日働いて、毎日6時間働けと。うんとか言って、授業は選択になる けど、バイトは一緒やなと、こういうようなことになりかねない。だから103万円を178万円 に引き上げたとしても、学ぶことが主な任務の学生の皆さんには、非常に苛酷なことになっちゃう ということだとか、それから、会社が社会保険に入っていない場合は、扶養認定は年収130万円 ということになっております。これ1年間通して、1年間終わって、130万円超えちゃったとい うのでなるんと違うんです。130万円を12で割るでしょう。10万8、333円なるんです。 10万8,334円以上の月が3か月続いたら、あんたところの奥さん扶養もうあかんでというて はねよるわけです。国民健康保険に入りなさいと。国民健康保険は、病気だとか、けがで休んだと きに補償が受けられる制度もあったり、それから厚生年金とセットだから、そういう意味で将来の 年金に影響がするということもあるから、あんまり一概に反対するものはないですけれども、手取 りを増やそうというような低金の中では、これはやはり重要な減額の要因になります。ですから、 こういうふうなことで言うと、国に対して、例えば大学の授業料はせめて半額にせよとか、それか ら、給付制の奨学金制度をもっと拡充してくださいと。今は何か教育ローンみたいな借金ですね。 結婚するときに聞かれるんですって、最近。あんたのところで借金何ぼあるのって。何の借金やと 言ったら、奨学金やんとかって、300万円かなと。ええとか言って。もうちょっと結婚するので 考えるわとかいって、そういうようなことが少子化の要因にもなっているということだとか、それ から子供をもうけるかもうけないかは夫婦の問題だし、女性の問題でありますから、その権限を侵 害するというつもりは私はないですけれども、子供を持つということが将来の生活のリスクになる と、こういうふうな状況もあるわけです。だから、ここは自治体の側から言えば、大学の授業料だ とか、それから奨学金の制度について、やはり負担ができるだけ減らせるように、せめて半額にす るようにとか、国連が指摘するように無償化にするだとかいうことだって考えてもらわなくちゃい かんのですが、県や国に対してそのような発信はしていただけませんか。

○議長(谷 禎一君) 奥田住民環境部長!

○住民環境部長(奥田育裕君) ただいま御質問いただいています国や県に対して、そういった授業料、それから奨学金についての要望についてのお話でございます。

直接的にそれが発信できるかどうかと聞かれますと、今のところ何とも言えないというところが 実情でございます。

なお、学生について議員のほうからいろいろおっしゃっていただきましたけれども、今朝の新聞にちょっと載っておったものを御紹介させていただきますと、大手のシンクタンクの試算ではあるんですけれども、今現在の103万円の壁で、もう既にそういう調整している学生が全国で約61万人いらっしゃるようでございます。その方々が、仮に年収25万円増えるような形になりますと、恐らく年間で1.1億時間、労働時間として増えると。個人消費がそれに伴って1,060億円増えてくるという試算でございます。当然そうなってくると、これ税のほうで特定扶養の控除の額を今103万円から、例えば150万円に引き上げるとかというところも関係してくるところではございますけれども、多くの今現在学生の方々が、既にそういう就労調整をされている状況でございますので、これに関して、税収の減少というのは、ほぼ影響ないのではないかというようなことも言われているところでございます。

逆に、学生がいらっしゃる世帯につきましては、所得も増えるし、それから消費も増えるのでは

ないかというような試算もされておりますので、そういったところを本当に今現在分からない状態でございますので。そういったところも見極めながら、おっしゃっていただいたような、例えば奨学金であるとか、それから授業料の幾らかの減額などを、本当に必要であれば、町としてもそういった要望というのは挙げていくべきだというふうには考えております。

以上でございます。

- ○議長(谷 禎一君) 八尾議員!
- ○2番(八尾春雄君) 未来のことですから、分からないことだというふうにごまかされそうになりますけれども、やはり暮らし向きを応援する町政であってほしいということは述べておきたいと思います。

3番目、大阪・関西万博の対応に行きます。

これ、せんだって教育委員会にお尋ねしたら、1校が参加をしようかと。残り5校は検討中ということだったのが、これの答弁を見ますと、全ての学校が行きますよということなんです。それで、国は文科省と内閣官房と経済産業省は、依頼を受けて、4月8日に修学旅行等における2025年日本国際博覧会の活用についてという通知を出しています。この中に、爆発事故の記載がないので国会で議論になりましたと。ほんなら、把握はしていたけれども、それに触れない通知を出しましたということを認めておられます。

8月6日の奈良県総務部知事公室万博推進室長から、奈良県教育委員会事務局宛と義務教育課長殿宛ての文書があります。大阪・関西万博子ども招待事業に係る意向調査について。これで調査をされたと思うんですけど、爆発事故に触れない、そういう通知があったり、それから、今でも筒がありまして、メタンガスが放出されているんです。だから現況はほとんど変わっていない。あそこは最終処分場だからね。それから電車と橋しか逃げ場がないと。それから屋根は2,000人しか重ならない。最高で1万4,000人の子供らが集まるんじゃないかと言われていますけれども、1万2,000人は、露天の中で昼御飯を食べなきゃいけないとかいうことなんですって。下見をちゃんとしっかりやっていただかないと困るんですが、これ答弁書の中に、先生方の話は、調査したんですかと、話したんですかというのを書いているんですが、答弁がないんです。これはどうなっていますか。学校長に来たから学校長が答えたんですか。それとも職員会議で、このような案内が届いたけれども、先生方どうしましょうということで職員会議で議論をして、皆さんの意見を聞いて学校長が判断したのか、これはどうですか。

- ○議長(谷 禎一君) 村井教育振興部長!
- ○教育振興部長(村井篤史君) 失礼します。

学年によって行き先が変わってまいりますので、小学校におきましては、5年生、6年生が主に この万博に参加するということが各学校の管理職から連絡がありました。ですので、各学年で行き 先を決めて申込みをしております。

中学校に関しましては、広陵中学校に関しましては、もう全ての学年、真美ケ丘中学校に関しましては、1年生、2年生ということで、仮予約というのをしておりますので、決して管理職が勝手に決めたというわけではなく、学年でどこに行くかというのを話し合って決めておるということになります。

○議長(谷 禎一君) 八尾議員!

- ○2番(八尾春雄君) 文部科学省の小学校学習指導要領解説というのがあるんです。遠足・集団 宿泊的行事の実施上の留意点として、あらかじめ実地精査を行い、現地の状況や安全の確認、地理 的環境や所要時間などを把握して、現地施設の従業員や協力者等の事前打合せを十分に行うと、こういう定めがあるんですね。やられましたか。
- ○議長(谷 禎一君) 村井教育振興部長!
- ○教育振興部長(村井篤史君) 説明会はありましたけれども、今後下見に行ったときに、いろいるその調査をするということになります。
- ○議長(谷 禎一君) 八尾議員!
- ○2番(八尾春雄君) それから併せてですが、危険性がだんだん知れ渡ってきていますから、保護者の中から、その日は子供を学校にやれませんと、遠足には出せませんというような対応をされる保護者も考えられるんですが、この場合、学校はどうされますか。
- ○議長(谷 禎一君) 村井教育振興部長!
- ○教育振興部長(村井篤史君) 失礼します。

行き先に関しましては、早いうちから保護者には説明をしていきますので、そこの御理解はいただけるように学校のほうにも話はさせていただけたらと思います。御承知のとおり、先ほどから出ておりますガス爆発事故というのがあったわけですけれども、それを受けて、先ほど申しましたように、いろいろ対策というのがなされておりますので、安全面について、また防災面についても、学校のほうでよく把握するようにということで、こちらの教育委員会からも話をさせていただくことによって、また、学校から保護者等にも丁寧に説明をして、できるだけ多くの子供たち、全ての子供たちが参加できるように促していけたらと思っております。

○議長(谷 禎一君) 八尾議員!

○2番(八尾春雄君) できるだけ多くを全ての生徒にというふうに言い換えられましたけれども、 義務教育ですから、義務というのは誰に対する義務かと言うたら、地方自治体に対する義務であり、 保護者に対する義務なんですって。だから、その義務を免れようと思ったら、それなりの根拠がい るし、覚悟がいるんです。だから、どうなるか心配はしますから、関西万博に子供たちを連れてい くのについては、やはり見直しをすると、行かないという選択肢もやはり含めて、もう少しよく研 究をしてみるということが必要なんじゃないかと。

今回の議会に、広陵町長等の損害賠償の一部免責に関する条例というのが出ていまして、善意でかつ重大な過失がない場合に賠償を免れる条例だと。県にも同様の条例があるというのが明らかになりました。タイミングよく町長が退任する間際に出したんかなと思っていたら、これ違いますね。学校長に対しても責任を免れる条例になりますね。こういうふうなことで勘ぐりたくなりますし、勘ぐりだけでもなさそうな感じもいたします。これはちょっとこれから議論をしていきたいと思います。

水道のことについて申し上げます。

自己水の開発のことについては、品質が悪化したので止めましたというのは、私も経験していますから分っているんですが、そういうことも含めて、県水の県の広域化で優良な自己水があるのに、それを止めなさいなどということを県の広域化で言っているもんですから、そういう心配もしますから、やはり可能性はないのかということをきちんと考えて対応をいただけたらというふうに思い

ます。

今回、メーターのことで細かなことですけれども、質問しました。ちょっと事実関係で言いますと、5年前に、事情があって広陵町の賃貸アパートを契約された母子家庭からの私に対する御相談がありました。契約を済ませて、ガスとか電気とかの手続は済ませたんだが、水道については、その必要がないということがチラシに書いてあったので言わなかったところ、水道が通らないということで、管理会社に通っていませんよと、水道欲しいんですけどというて連絡をされたそうです。次の日から水が出るようになったと。5年間請求が来なかったと。町が水道のメーターを8年に1回更新するんですね。そういう中で、あれ、ここ閉栓されているはずなのに開栓されているじゃないかと、おかしいということで調べてみたら、5年間にわたって契約もなされていないし、請求業務もなされていないということで、差額は33万円ぐらいだったんですけれども、その方が入られる少し前は、1年弱入居者もなかったということで少し加減をされて、28万円の請求をするという事態が起こったんです。

これ錯誤があったということは間違いないわけです。契約者において錯誤があったということは 間違いないんですが、これ連絡してメーターが開いたわけです。だから町にしてみたら、町は被害 者なんです。被害者が被害者の立場を明確にして、関連会社にどのような状況なのかということを 事情を把握するとか、あるいは、必要に応じて不動産業界に、こういう事例が広陵町で発生したけ れども、今後このようなことがないようにしてもらいたいとか、動いていただかないと困るんです が、どうでしょうか。

○議長(谷 禎一君) 中川理事!

○理事兼都市整備部長(中川 保君) 今回の事案につきましては、町として把握できる部分、事実の部分としまして、水道水を利用されている方が特定できているという状況で、その過程については、八尾議員おっしゃったような話、内容はお聞きしておりますけれども、そこは判定しに行くという部分では、我々は理解というか、追及していけない部分になると思います。ですんで、その部分については、入居者の方と不動産会社との間で交渉していただいて、整理していただくと。我々としては、受益を受けられた方に対して、町の損害分を請求させていただくという立場にならざるを得ないという状況でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(谷 禎一君) 八尾議員!

○2番(八尾春雄君) だけど、水道のメーターの持ち主は一体誰なんですか。広陵町と違うんですか。2か月に1回検針に行っているんでしょう。だったら、こことここは空いているからメーター動いているねとチェックしますけど、ここが閉まっているはずなのに、あれ動いているよということに気がつくというぐらいの注意は払われなかったんですか。

○議長(谷 禎一君) 中川理事!

○理事兼都市整備部長(中川 保君) 閉栓処理をしているメーターを検針するということは、広陵町ではやっておりません。費用もかかる話でございますので、閉栓しているメーターを検針するという作業は、ある程度無駄な作業になってくると考えております。されている市町村もあるようではございますけれども、ほぼ閉栓されたメーターを利用されているという事案は、広陵町ではほとんどない状況でございますので、そのためにわざわざメーターを確認しに行くという作業はやっていないというところでございます。

○議長(谷 禎一君) 八尾議員!

○2番(八尾春雄君) 誰がやったのかというのは、今のところ特定ができないんですけれども、 水が出ないよという情報が管理会社に入ったということだけは間違いないわけだから、その管理会 社なり不動産業者の方で、何らかの情報を得て対応した人がいると。これは企業の倫理に関わる問題なんですって、企業倫理。法律上、権利と義務の中で仕事をするのではなくて、企業が果たして まっとうな企業なのかどうかということが問われる事案なんです。だから、それは覚悟を決めて、 町も抗議も含めて対応していただく必要があると思うんですが、いかがですか。

○議長(谷 禎一君) 中川理事!

○理事兼都市整備部長(中川 保君) 先ほどから申しますとおり、その企業さんと不動産会社さんと入居者の方の関係性という部分については、もうおっしゃる内容が双方食い違っている部分があると考えます。それについて、我々としてはやはり判断することはできないなということで、利益を受けられた入居者の方に請求するということになろうかと思います。その請求書に対して、不動産会社と入居者の方で解決していただくのが筋ではないかなと考えております。

○議長(谷 禎一君) 八尾議員!

○2番(八尾春雄君) 請求が28万円で1回で払えというところまでは町は言っていないので、分割も応じますよということだから、それは入居者の方がどういうふうに考えられるかということで判断もされるかと思うんですけど、例えば業界に対して、不動産の業界、管理会社の業界に対して、広陵町が我がまちでこういう事例があったと。事実確認を聞けば分からないとか、やっていないと言っていないんですよ。私のところは、そんなことはやってませんよというふうには言っていないんです。分からないと言ったんです。あるいは、そういう連絡を受けたという履歴が残っていない、こういうふうに言っているんです。これ非常にグレーな対応なんです。だから、それに一石を投ずるぐらいのことはしていただいてもいいんじゃないかと思うんです。社会正義を守るということを、あなた方がそんなことを勝手なことやったんじゃないですかという疑いは持っていると。誰もほかにそういうことをするような人が考えられないということだと思うんですが、これを最後に質問します。どうですか。

○議長(谷 禎一君) 中川理事!

○理事兼都市整備部長(中川 保君) 不動産のそういう協会とかあると思いますので、そちらのほうで、そういう事案は多々あるんじゃないかとは思うんですけれども、そういう部分については、そういうことのないようにお願いしたいというのは、被害者としての町の意見でございますけれども、それを不動産会社に強く要求するというようなことはできないのではないかなというふうに考えております。

○議長(谷 禎一君) 以上で、八尾議員の一般質問は終了いたしました。